

平成 20 年 3 月 31 日
企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第 25 号（企業会計基準第 9 号の改正案）
「棚卸資産の評価に関する会計基準（案）」の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、会計基準の国際的なコンバージェンスの取組みが加速化している中で、我が国では棚卸資産の評価方法の 1 つとして採用することが認められてきたものの、国際財務報告基準（IFRS）において採用することが認められていない後入先出法の取扱いを中心に、棚卸資産の評価方法について審議を重ねてまいりました。

今般、平成 20 年 3 月 25 日の第 149 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 20 年 5 月 26 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電 子 メ ー ル：tanaoroshi@asb.or.jp

フ ァ ク シ ミ リ：03-5510-2717

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、これまでの取扱いと異なる定めをした主な箇所について要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 背 景

我が国では、これまで、先入先出法や平均原価法と同様に、一定の仮定に基づく棚卸資産の評価方法の 1 つとして後入先出法が認められてきたが、国際会計基準第 2 号「棚卸資産」（以下「IAS 第 2 号」という。）においては、後入先出法を採用することは認められていない。改正した本会計基準は、会計基準の国際的なコンバージェンスを図る観点から、棚卸資産の評価方法について定めることを目的とするものである。

■ 棚卸資産の評価方法（第 6-2 項及び第 6-3 項参照）

棚卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算して取得原価とし、次の評価方法の中から選択した方法を適用して売上原価等の払出原価と期末棚卸資産の価額を算定するものとする。なお、棚卸資産の評価方法は、事業の種類、棚卸資産の種類、その性質及びその使用方法等を考慮した区分ごとに選択し、選択した評価方法を継続して適用しなければならない。

- (1) 個別法
- (2) 先入先出法
- (3) 平均原価法
- (4) 売価還元法

■ 後入先出法（第 34-5 項から第 34-12 項参照）

国際会計基準審議会（IASB）が IAS 第 2 号の平成 15 年の改正にあたって後入先出法の採用を認めないこととしたことを重視し、会計基準の国際的なコンバージェンスを図るため、選択できる棚卸資産の評価方法から後入先出法を削除することとした。

■ 適用時期等（第 21-2 項から第 21-4 項参照）

改正した本会計基準は、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する。ただし、平成 22 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度から適用することができる。

➤ 適用初年度の取扱い

改正した本会計基準の適用初年度において、棚卸資産の評価方法を後入先出法から本会計基準に定める評価方法へ変更したことによる影響額が多額である場合、適用初年度の期首における棚卸資産の帳簿価額合計額とその時点の再調達原価合計額の差額（適用初年度の期首の棚卸資産に係る保有損益相当額）のうち当期の損益に計上され

た額を、特別損益に表示することができる。

➤ **会計基準の変更に伴う会計方針の変更の影響の記載**

改正した本会計基準の適用初年度において、会計基準の変更に伴い後入先出法から本会計基準に定める評価方法への変更が財務諸表に与える影響を記載する際には、後入先出法を適用した場合の損益と変更後の評価方法による損益との差額に代えて、払い出した棚卸資産の帳簿価額合計額（売上原価）と払い出した時点の再調達原価合計額の差額（当期の損益に含まれる棚卸資産の保有損益相当額）を、当該会計方針の変更の影響として注記することができる。この場合、当該保有損益相当額の算定方法の概要及び当該保有損益相当額の算定に含めた棚卸資産の範囲等に関する事項をあわせて注記することとする。

なお、本会計基準の確定に向けては、税負担の問題など、後入先出法を採用している企業の受入準備に配慮する必要があるとの意見もあります。この点についても、コメントをお寄せ頂ければ幸いです。

以 上